

次の条例の改正について、ご意見や情報を募集します。

1 改正する条例の名称

佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

2 条例を改正する理由及びその内容

別紙「個人番号情報の独自利用について」をご覧ください。

3 閲覧場所

- (1) 市ホームページ
- (2) 市役所本庁舎 1階総合窓口、各支所・行政サービスセンター・連絡所

4 ご意見募集の期間

令和6年8月1日（木）から8月26日（月）まで

5 ご意見の提出方法

次の(1)(2)いずれかの方法で提出してください。

(1) 応募専用フォーム

市ホームページの専用フォームより送信してください。

(2) ご意見提出用紙

- ① 郵送 〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地 佐渡市役所 総務課 総務係 宛
- ② FAX 0259-63-3300 佐渡市役所 総務課 総務係 宛
- ③ 窓口に直接提出 佐渡市役所本庁総務課総務係、各支所・行政サービスセンター

※ ご意見への内容は公表しますが、お名前などは公表しません。

※ ご意見への個別回答はいたしません。

※ 内容が類似するご意見はまとめて公表する場合があります。

※ お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する市の考えは、令和6年9月上旬（予定）に市ホームページで公表します。

6 注意事項

電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

7 お問い合わせ先

- (1) 佐渡市老人医療費助成に関する事務：市民課 保険年金係 電話 0259-63-5112
- (2) 佐渡市子どもの医療費助成、佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する事務：子ども若者課 子育て支援係 電話 0259-63-3126

- (3) 佐渡市重度心身障害者医療費助成、佐渡市精神障害者医療費助成に関する事務：
社会福祉課 障がい福祉係 電話 0259-63-5113
- (4) 佐渡市妊産婦医療費助成に関する事務：健康医療対策課 健康増進係 電話 0259-63-3115
- (5) 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例：総務課 総務係 電話 0259-63-3111

個人番号情報の独自利用について

総務課総務係

1 個人番号情報との連携の必要性

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号、令和5年6月9日公布（以下「法」という。））により、健康保険証を原則廃止し、マイナンバーカードに一体化することとなり、令和6年12月2日以降は健康保険証が新たに発行されなくなります。（有効期限内の健康保険証については、廃止後1年間は使用することが可能。）

このため、市民の窓口における申請負担の軽減及び市の担当職員の効率的かつ迅速な事務処理を図るため、マイナンバーカードを利用した医療保険情報をはじめとする受給資格の確認を行うことを目的に、独自利用事務の個人番号情報連携について、事前に本市条例を改正した上で、国が設置した個人情報保護委員会への届出が必要となります。

2 個人番号情報連携が必要な独自利用事務及び事業担当課

- (1) 佐渡市老人医療費助成に関する事務（市民課）
- (2) 佐渡市子どもの医療費助成に関する事務（子ども若者課）
- (3) 佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する事務（子ども若者課）
- (4) 佐渡市重度心身障害者医療費助成に関する事務（社会福祉課）
- (5) 佐渡市精神障害者医療費助成に関する事務（社会福祉課）
- (6) 佐渡市妊産婦医療費助成に関する事務（健康医療対策課）

3 事前の条例改正予定時期

佐渡市議会 令和6年9月定例会議

4 健康保険証廃止後の対応

令和6年12月2日の健康保険証廃止から、個人番号情報連携が開始される令和7年6月までの期間は、受給資格の有無に係る医療保険情報の確認については、担当課から申請の都度医療保険者に照会する必要があります。

参考

法第9条第2項

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他の事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

[ご意見提出用紙]

[件名]「佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を一部改正する条例(案)」

氏 名		
所属	会社名又は 所属団体名	
	部署名	
住 所		
電話番号		
メールアドレス		
ご意見欄		

提出方法	ご意見提出用紙の持込、郵送、ファックス
提出期限	令和6年8月26日(月)17時必着
提出先	〒952-1292 佐渡市千種232 佐渡市役所総務部総務課総務係 電話：0259-63-3111、ファックス：0259-63-3300